

令和5年度

「外国語に触れる機会の創出」事業

募集要項

令和5年5月

東京都教育委員会

第1 募集要項の位置付け

この募集要項は、本事業にかかる企画運営について、協定締結先の選定を企画提案方式により実施するに当たり、応募者等に配布するものである。

別紙1、2及び3の審査基準は、募集要項と一体のものである。

第2 事業

1 事業名称

令和5年度「外国語に触れる機会の創出」事業

2 事業の目的

東京都内の公立小学校において英語が堪能なネイティブ人材を活用し、児童とともに授業に参加したり、休み時間や放課後に遊んだりする中で、場面に応じた英語による自然なやり取りを行うことにより、児童の英語を介したコミュニケーション能力の向上および国際理解教育の推進を図る。

3 東京都教育委員会と実施事業者との連携方法及び支払い方法

(1) 決定方法

東京都教育委員会は、都内の公立小学校において、児童が英語に触れる多様な体験活動を提供できるよう、事業者を企画・提案等により、公募・選定して決定する。

(2) 協定の締結

東京都教育委員会は、体験活動の企画及び実施・運営に関する事項等で必要な要件を定め、事業者と東京都教育委員会の双方が合意し、協定を締結する。協定の有効期間は、協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本要項や協定に記載された内容に違反する重大な過失があった場合は、東京都教育委員会の判断において、協定を終了する。

(3) 実施内容

事業者は、「4 本事業応募者に求める運営体制及び要件等」を満たした上で、学校がその特色や実情に応じて効果的な体験が行えるようプログラムを構築し、都内の公立小学校を対象に、学校の意向に基づき必要な調整を行い、実施することとする。なお、本事業の予定実施校数は約300校であり、ネイティブ人材による公立小学校への訪問実施期間は令和5年9月11日から令和6年3月14日までの予定である。

(4) 実施・運営及び支払い方法

ア 事業者と東京都教育委員会の間で締結する協定で定めた金額(以下「協定金額」という。)を上限として、東京都教育委員会は事業者に対して実績に応じて経費を支払うこととする。本事業の提示額は、82,580,000円とする。

イ 経費は、(ア)～(ウ)の期間における業務の履行状況を確認後、受託者の適法な請求に基づき支払うこととする(3回払)。

(ア) 協定締結の日の翌日から令和5年9月30日まで

(イ) 令和5年10月1日から令和5年12月31日まで

(ウ) 令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

ウ 学校がその特色や実情に応じて、効果的な外国語を話す機会の創出ができるよう、事業者が持つ独自のノウハウやアイデアをもとにプログラムを構築すること。プログラムについては、事業者において構築したプログラムの他に、東京都教育委員会がプログラムの追加等が必要と判断した場合には、事業者はプログラム内容等の調整を行い、東京都教育委員会に確認を行った上で新たなプログラムとして加えること。

エ 事業者において構築したプログラム及びウにより構築したプログラム以外で、本事業の目的の範囲内において、学校からプログラムにない個別の実施要望があった場合には、東京都教育委員会と協議の上、実現に向けた調整に努めること。

なお、ウ及びエに該当する案件があった場合でも、予定実施校数（公立小学校約300校）は変わらないものとする。

オ プログラムの実施に当たっては、ウ及びエの場合も含め、公立小学校を訪問するネイティブ人材と学校との間に入り実施に向けた調整を行うこと。

4 本事業応募者に求める運営体制及び要件等

(1) 実施体制等

本事業の履行に当たり、以下に留意しながら進めること。

ア 協定締結後速やかに、公立小学校を訪問するネイティブ人材やプログラムを開発する人材等、本事業を履行するために必要な人員を確保するとともに、統括責任者を配置し、業務の履行に支障をきたすことのないよう、万全の体制を構築し、全体調整と進行管理、勤務管理等を行うこと。

イ 公立小学校を訪問するネイティブ人材を対象として、小学生の発達段階に関する理解や、人権に配慮した行動等についての研修を実施すること。その際、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説外国語活動・外国語編や文部科学省作成第3・4学年用外国語活動教材、第5・6学年用外国語教科書等の内容を参考に、ネイティブ人材が平易な英語で児童と話すための研修を実施できる体制を構築すること。

ウ ネイティブ人材が公立小学校を訪問する際には、学校の教職員等からネイティブ人材への直接命令・指示が発生しないよう、プログラムの内容や実施体制を工夫すること。

エ 本事業を実施する公立小学校は都内全域にわたるため、島しょの学校でも実施可能な体制を組むこと。

なお、協定金額には、都内の公立小学校を訪問するための交通費やネイティブ人材等の勤務中における事故等に備えた保険料、活動に使用する教材費、島しょ地域への訪問においては宿泊費等も含め、本事業の履行に要する一切の経費を含む

ものとする。

オ ネイティブ人材の休暇取得等の際には、代替として公立小学校を訪問する者を配置すること。

カ ネイティブ人材からの苦情に対しては、事業者が東京都教育委員会に報告すること。また、事業者が、苦情に対して誠意をもって適切かつ迅速に対応すること。

キ 2の事業の目的を踏まえた上で、以下のようなネイティブ人材を公立小学校に訪問させること。

(ア) 英語等使用国の大学卒業程度の資格を有するか、それと同程度である者（日常会話が行える程度の日本語を使えることが望ましい。）

(イ) 英語による発音のリズム、イントネーション及び発音が、小学校における外国語教育にふさわしい者

(ウ) 外国語としての英語等の教育に関心があり、小学校外国語活動・外国語の趣旨を、学習指導要領等により十分理解している者

(エ) 小学生の発達段階を理解するとともに、人権に配慮した行動をとることができるなど、日本の小学生を指導する資質・能力を有する者

(オ) 本事業のプログラムを、適切に実施することのできる能力を有する者

(カ) 心身ともに健康であるとともに、本事業の履行に際して必要な査証等を取得し、適法な在留資格・期間を有している者

ク 効率的かつ円滑に履行するための実施体制を整え、その体制図を協定締結後 10 日以内に提出して東京都教育委員会の承認を得ること。

ケ 本事業の全体に係る業務計画・スケジュール等を協定締結後 10 日以内に提出し、東京都教育委員会の承認を得ること。

(2) 実施内容

ア 「イングリッシュ・ウィーク」及び「イングリッシュ・キャラバン」のプログラムの企画

2の事業の目的を踏まえた上で以下の事項に留意し、学校がその特色や実情に応じて、効果的な外国語を話す機会の創出ができるよう、多様なプログラムを企画すること。

(ア) 以下の「イングリッシュ・ウィーク」及び「イングリッシュ・キャラバン」のプログラムを企画すること。

なお、各プログラムは、小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説外国語活動・外国語編や文部科学省作成第 3・4 学年用外国語活動教材、第 5・6 学年用外国語教科書等の内容を踏まえたものとするとともに、学校の教育活動の中で実施することがふさわしい内容とすること。

a 「イングリッシュ・ウィーク」

原則として 1 名のネイティブ人材が 1 週間（休日を除く月曜日から金曜

日)、学校を訪問し、各教科等の授業、朝の会、帰りの会、給食時間、掃除時間、休み時間、クラブ活動、放課後英会話体験(イングリッシュ・カフェ等)、学校行事、校外学習等において児童(小学校第1～6学年)と英語で交流するもの。児童への指導の連続性、継続性を保持する必要があることから、1校につき、原則1週間同一のネイティブ人材を訪問させること。

- ・ 「外国語活動・外国語の授業」において実施するプログラム
- ・ 「外国語活動・外国語以外の授業」において実施するプログラム
- ・ 「学校生活の中」で実施するプログラム

b 「イングリッシュ・キャラバン」

複数のネイティブ人材が1日、公立小学校を訪問し、学年やクラス単位で児童と英語で交流するもの。「イングリッシュ・ウィーク」と同等の発話量を1日で確保するため、最低4名以上のネイティブ人材が学校を訪問し、児童が4グループ程度に分かれた状態で、同時にプログラムを体験できるようにすること。

- ・ 自分たちの学校や町を紹介する活動
- ・ 英語を使って遊ぶ活動
- ・ 世界の絵本に触れる活動
- ・ 学校を案内する活動

なお、企画にあたっては上記「イングリッシュ・ウィーク」及び「イングリッシュ・キャラバン」のプログラム例の他、各事業者の創意・工夫を盛り込んだ内容も含めること。

(イ) プログラムについては、型にはまった英語のフレーズや単語の発音練習等にとどまらない、ネイティブ人材との交流・レクチャーや児童の参加型体験などを含む内容となるよう努めること。

(ウ) ネイティブ人材の各小学校における在校時間は、午前8時00分から午後4時45分までのうち、訪問先の小学校の定める時間7時間(プログラムの実施に係る準備の時間及びネイティブ人材の休憩時間45分間を含む。)とする。この在校時間は、ネイティブ人材が学校行事や校外学習等に参加するプログラムを実施する場合も同様とする。

(エ) 体験する児童の学年、発達段階に合ったプログラムを企画すること。

(オ) どのプログラムを選択するかは学校の希望により決定する。各学校がどのプログラムを選択したとしても、協定金額内で運用していくことを考慮し、プログラムを企画すること。

(カ) 学校がその特色や実情に応じた活動を的確に選択し、計画できるよう、「イングリッシュ・ウィーク(イングリッシュ・キャラバン)」のプログラムごとに以下の事項をまとめたプログラムシート(各学校がプログラムを選択する

際に参照するもの)を、協定の締結日の翌日から2週間以内に作成すること。

a プログラムの名称

※ 「イングリッシュ・ウィーク」の場合には教科名を含む。

b 実施イメージ

c 効果、ねらい

d 参加可能人数(上限)

e 実施場所の想定

f 所要時間

g 対象学年(低学年、中学年、高学年の別でもよい。)

h 実施に際しての留意事項

i その他必要事項

確定したプログラムシートについては、7月上旬頃に学校に提示することを想定している。

(キ)プログラムの詳細(活動内容の詳細が分かるスクリプト等を含めたもの)を、令和5年8月25日を最終期限とし、調整が整ったものから順次提出すること。提出に際しては、東京都教育委員会と適宜調整を行うこと。

提出後、東京都教育委員会が確認及び補正を順次行い、令和5年9月4日(月)までに全てのプログラムの内容を確定する。

イ プログラムの実施

以下の事項に留意し、プログラムを実施すること。

(ア) 予定実施校数は約300校とする。

※ 公立小学校に対して、東京都教育委員会が令和5年2月～3月に希望調査を実施している。希望調査の結果を踏まえた日程別の実施予定校一覧を、応募事業者のみに参考として別途提示することとする。

(イ) 実施にあたっては、東京都教育委員会に学校から提出された計画書に基づき、当日のスケジュールや実施内容等について事前に学校の担当者と確認を行うこと。また、必要に応じて事前に現場確認を行うこと。

(ウ) ネイティブ人材等の欠勤・遅刻等がある場合には、東京都教育委員会への事前報告をした上で、代替の者を訪問させること。

(エ) プログラムの実施に際し、ネイティブ人材のプロフィール等を作成し、各公立小学校を訪問する日の1か月前までに東京都教育委員会へ提供すること。また、事業者は、ネイティブ人材が訪問する公立小学校やネイティブ人材本人が写った写真が、東京都や訪問した公立小学校のホームページ、広報、報告書等へ掲載されることについて、事前に当該ネイティブ人材に承認を得ること。

(オ) 事業者は、必要に応じて、東京都教育委員会が指定する実施アンケート等を各公立小学校への訪問の際に持参し、当該小学校の担当者に渡すこと。

(カ) 公立小学校からの申し出により、東京都教育委員会が実施日程の変更を求めた場合には、可能な範囲で日程変更に応じること。

ウ 対応窓口の設置

電話番号及びメールアドレスを用意し、学校との事前確認等を円滑に進める対応窓口を設置すること。

(ア) 対応時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日午前8時から午後5時までとする。

(イ) その他

学校からの問合せに対しては丁寧に対応すること。また、本業務における取扱いや対応等について事業者で判断が付かない場合は、必ず東京都教育委員会に確認の上、学校と対応すること。

エ 報告書の作成

(ア) 事業者は、ネイティブ人材が各公立小学校への訪問を実施した後、ネイティブ人材の業務遂行状況の把握・評価を行うとともに、実施の時程、内容、具体的な活動の様子、学校からの声などを記載した各公立小学校の「イングリッシュ・ウィーク（イングリッシュ・キャラバン）」実施報告書を作成すること。

(イ) 報告書は1校当たりA4サイズ1枚程度とすること。作成した報告書は、各公立小学校への訪問終了後、5開庁日以内に提出すること。

オ 協議・打合せ及び記録

業務着手時、定期打合せ時及び成果品納品時のほか、東京都教育委員会が必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料や情報の提供を行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度事業者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

(ア) 定例会の実施

東京都教育委員会と事業者で定期的に打合せ（以下「定例会」という。）を実施すること。プログラム内容の確定までは週1回程度の頻度で実施すること。それ以降は、東京都教育委員会の求めに応じて実施すること。

なお、東京都教育委員会の了解があれば、WEB会議での実施も可能とする。定例会を行った事項については、終了後3開庁日以内を目途に議事録を提出すること。また、東京都教育委員会が同席しない場合における外部との打合せ事項についても東京都教育委員会の求めがあれば同様に議事録を提出すること。

(イ) 東京都教育委員会との連絡体制

事業者と東京都教育委員会の諸連絡は、電話及び電子メール等を用いる。

カ 成果物及び提出期限

(ア) 成果物の納品部数及び提出期限は以下のとおりとする。原則としてA4サイズとし、全ての成果物について、電子データ(DVD-R等の記録媒体に収録)も併せて納品すること。

- a 体制図及び業務計画書：5部
提出期限：協定締結後10日以内
- b 研修計画書：5部
提出期限：協定の締結日の翌日から6週間以内
- c プログラムシート：5部
提出期限：協定の締結日の翌日から2週間以内
- d プログラムの詳細(スクリプト等を含むもの)：5部
提出期限：令和5年8月25日

※ ただし、調整が整ったものから順次提出すること。

- e 実施報告書 公立小学校1校につき1部
提出期限：各公立小学校への訪問終了後、5開庁日以内

(イ) 電子データの提出は以下によること。

- a 各成果物は、PDFファイル形式で東京都教育委員会に提出すること。加えて、「c プログラムシート」、「d プログラムの詳細」、「e 実施報告書」は、編集可能なファイル形式(Wordファイル形式等)の電子データも併せて提出すること。
- b 各成果物のファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(ウ) 成果物の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに事業者の負担で修正等を行うこと。

5 事業の進め方等

(1) 事業者を求める事項

事業者は、事業目的の達成に向け、本事業を適切に実施・運営するとともに、東京都教育委員会と連絡・調整を図りながら、責任を持って本事業に取り組むこと。

(2) 事業予定者の決定

東京都教育委員会は、事業応募者からの企画提案を受け、これを審査し、事業者としての適格性を有し、かつ提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者を選定の上、事業予定者として決定する。

(3) 協定の締結等

東京都教育委員会及び事業者は、本事業の実施に当たって必要となる具体的な事項について、協定を締結する。

第3 事業予定者の募集及び選定等

1 募集スケジュール

事業予定者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和5年5月19日（金）
応募希望表明書及び質問の受付	令和5年5月19日（金）から 令和5年5月26日（金）まで
募集要項に関する質問回答書の公表	令和5年5月26日（金）
企画提案書の受付（締切）	令和5年6月16日（金） 午後5時必着
審査委員会の開催 （プレゼンテーションの実施）	令和5年6月中旬
最優秀事業応募者の決定及び公表	令和5年6月下旬
協定の締結	令和5年6月下旬

2 事業応募者の要件

「令和5年度「外国語に触れる機会の創出」事業審査基準」（別紙1、2及び3）（以下「審査基準」という。）に従い、（1）から（4）のとおり基本要件の審査を行う。以下、2（2）、2（3）、2（4）の事業応募者の要件に適合しない場合は、原則として、失格とする。

（1）基本的要件

事業応募者は、事業期間中の安定した運営が可能な企画力、技術力、運営力及び経営能力等を有する者とする。

（2）事業応募者の構成等

ア 事業応募者は、次の役割を果たす体制を確保すること。

（ア）本事業の中心的立場で、本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括する役割を担うとともに、東京都教育委員会との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任をもつこと。

（イ）（ア）を行う拠点を日本国内に常設すること。

イ 事業者グループで応募する場合は、全ての参画者及びその役割を明らかにする

- こと。なお、事業者グループにおいて、各参画者は連帯責任を負うものとする。
- ウ 事業応募者が単独の場合は、当該事業者がアに掲げる役割を全て果たすこと。
 - エ 事業応募者が事業者グループの場合は、参画者の中からア(ア)の役割を果たす者(代表団体)を1者選定すること。
 - オ 参画者は、他の事業応募者の参画者として重複参加することはできない。
 - カ 参画者は、その責任において、履行補助者として協力会社(事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う者又は協賛金の拠出等により事業者を支援する者)を利用することができるが、原則として、応募時に参加を明らかにすること。また、協力会社として参加を明らかにした者を変更する場合は、東京都教育委員会から承認を得ること。なお、本事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ東京都教育委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

この募集要項に定める事項については、事業者と同様に、委託先においても遵守するものとし、事業者は、委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

なお、事業者は、2(4)の事業応募者の欠格事項アからクまでに定める事項のいずれかに抵触する者を協力会社とすることはできない。協力会社は、東京都教育委員会が事業者に求める要件等を事業者の指示に従って遵守することを誓約書として参画者に提出し、参画者はその写しを東京都教育委員会へ提出すること。

(3) 事業応募者の本事業との関連実績

事業応募者(事業者グループの場合は少なくとも1者)は、以下の要件を満たす者とする。

- ア 日本国内の教育委員会と契約した実績があり、当該契約において、外国語活動・外国語の授業に従事する外国人を公立小学校に派遣した実績を有している。
- イ 学校や区市町村教育委員会の求めに応じ、イングリッシュ・キャンプ等の児童・生徒向けの英語活用プログラムの企画・立案及び運營業務の実績を有している。
- ウ 公立小学校又は中学校に派遣される外国人に対して、児童・生徒の発達段階に関する理解や人権に配慮した行動等についての研修を実施した実績を有している。

(4) 事業応募者の欠格事項

事業応募者は、次の欠格事項のいずれかに抵触する場合、応募することができない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成29年6月26日付29

財経総第 613 号) に基づく指名停止期間中の者

ウ 経営不振の状態(会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、銀行取引停止処分が行われたとき、手形取引停止処分がなされたとき及び電子債権記録機関による取引停止処分がなされたとき。)の者

エ 最近 1 年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税を滞納している者

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者又はそれらの者の統制下にある者が人事面で関与している者

カ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(平成 29 年 8 月 18 日付 29 財経総第 1121 号)第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属している又は関与している者

ク 本事業の審査委員及び関係職員に対して、選定されるように個別に接触した者

(5) 要件確認の基準日

ア 事業応募者の要件の基準日は、企画提案書等の受付時点とする。ただし、受付時点で基本要件を満たしていない場合又は受付時点以降基本要件を満たさなくなった場合において、審査結果の公表までの間に基本要件を満たすことが明らかなものとして東京都教育委員会が認めた場合は、基本要件を満たす見込みの日を基準日とする。

イ 事業予定者が協定締結までの間に、2(2)及び2(4)の事業応募者の要件に適合しなくなった場合は、原則として、失格とする。

ただし、参画者(2(2)エにより選定した者を含む。)が2(2)及び2(4)の事業応募者の要件に適合しなくなった場合において、東京都教育委員会が指定する期間内に東京都教育委員会の承認を受けることを前提に、当該抵触者を除外した残りの参画者が資格を満たす場合には、この限りではない。

3 提案審査

(1) 審査内容

審査基準に従い、次のとおり基本要件の審査及び事業応募者提案等の審査を行う。

ア 基本要件の審査

事業応募者の構成、事業実績及び欠格事項の有無等を確認し、基本要件を満た

していない事業応募者を失格とする。

イ 事業応募者提案等の審査

事業応募者が東京都教育委員会に提出した企画提案書等及び事業応募者によるプレゼンテーションの審査を行う。

事業応募者が多数となった場合、事業応募者提案等の審査において、企画提案書等書面のみによる1次審査を実施する場合がある。この場合、1次審査を合格した事業応募者のみを対象に企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく2次審査を行い、最優秀事業応募者を選定する。

プレゼンテーションの実施方法、場所及び日時については別途通知する。

(2) 主な審査項目（詳細は審査基準に記載）

ア 基本要件の審査

イ 事業応募者の提案等の審査

(ア) 事業内容全体の理解度

(イ) 業務体制

(ウ) 進捗管理

(エ) 研修体制

(オ) プログラムの質

(カ) プログラムの創意・工夫

(キ) 実施体制

(ク) 業務実績

(ケ) その他項目

(コ) 政策的評価項目

詳細については、別紙1、2及び3の「審査基準」を参照すること。

(3) 審査方法

事業応募者から提出された企画提案書等の審査では、「令和5年『外国語に触れる機会の創出』事業にかかる審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。

審査委員会において、審査基準に従って審査を行い、かつ、提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者を事業予定者として決定する。

4 審査結果の公表

審査結果について、最優秀事業応募者等を公表する。

5 その他

(1) 応募に必要な費用は、事業応募者の負担とする。

(2) 提出した企画提案書等の内容の変更は認めない。ただし、単なる記載の誤り等、

実質的な内容の変更を伴わない軽微な修正については、この限りではない。

- (3) 提出した企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- (6) 企画提案書等の著作権は、それぞれの事業応募者に帰属するが、東京都教育委員会が公表、展示を行う場合、その他必要と認めるときには、東京都教育委員会はこれを無償で使用できることとする。
- (7) 事業応募者の企画提案書等に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、コンピュータ・プログラム等を使用した結果生じた責任及び費用は、事業応募者が負うことと等する。
- (8) 東京都教育委員会が公表・配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

第4 事業実施に係るリスク・責任等の分担

1 事業全般

- (1) 事業者の提案内容に起因する損害については、事業者がその責任を負う。
- (2) 自然災害等の不可抗力により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負うこととするが、本事業の実施及び追加費用については、東京都教育委員会と協議する。
- (3) 法令や許認可の新設・変更により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負う。
- (4) 税制度の新設又は変更により、事業者に追加負担が生じる場合は、事業者が責任を持って対応することとするが、費用負担については、東京都教育委員会と協議する。
- (5) 本事業に起因して発生する事故等については、事業者がその責任により費用負担等も含め対応する。
- (6) 事業者の過失で、本事業が実施できなかった場合等については、事業者が責任及び費用を負う。

2 東京都教育委員会の経費の支払い

東京都教育委員会は、事業者に対して、東京都議会の議決及び別途定める規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、経費を支払う。

3 事業終了時

東京都教育委員会との間で新たに作成されたものの著作権等の扱いについては以下の(1)から(4)のとおりとする。また、協定期間中に保有した個人情報については、事業終了後においても事業者の責任で適切に管理を行うこと。

- (1) 事業者が本事業において作成したプログラム等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利も含む。）は東京都教育委員会に帰属する。事業者は、東京都教育委員会及びプログラム等の利用者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 事業者及びネイティブ人材が本事業において作成した教材の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利も含む。）は東京都教育委員会に帰属する。事業者及びネイティブ人材は、東京都教育委員会及び教材の利用者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前2項において従前より事業者が保有する著作権は、事業者に引き続き留保されるものとする。

ただし、その場合にも、プログラム等や教材を、東京都教育委員会が本事業の

広報や成果還元のため、印刷物やホームページに利用すること、また、本事業の記録として保存するために複製することについて、事業者は了承するものとする。

- (4) この募集要項に記載のない事項に関しては、別途、東京都教育委員会と事業者との協議により定める。

第5 応募の手続

1 応募スケジュール

第3「事業予定者の募集及び選定等」の1「募集スケジュール」参照

2 応募希望表明書の受付

応募を希望する事業者は、応募希望表明書（別紙4）に所要の事項を記入し、受付期間内に以下送付先まで、追跡確認が可能な方法により郵送すること。持参での提出は認めない。普通郵便等追跡できない方法で発送したことにより不着等の事故が発生しても、東京都教育委員会は一切責任を負わない。共同で参加希望を表明する場合は、代表の事業者が郵送すること。応募希望表明書は、事業応募のための要件とするが、応募を義務付けるものではない。また、応募希望表明書を提出した事業応募者名は公表しない。

(1) 提出期限 令和5年5月26日(金)まで(必着)

(2) 送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階
東京都教育庁指導部義務教育指導課外国語教育担当宛

(3) 提出部数 1部

3 本要項等への質問・回答

(1) 本要項等に対し質問がある場合は、質問書（別紙5）に所要の事項を記入し、「2 応募希望表明書の受付」期間内に電子メールにより送付すること。送付の際は、必ず電話により東京都教育委員会に受信確認を行うこと。受信確認を行わなかったことによるメール不達等の事故については、東京都教育委員会は一切責任を負わない。また、電話での質問は一切受け付けない。

ア メールアドレス S9000024@section.metro.tokyo.jp

イ 件名【事業者名】「外国語に触れる機会の創出」事業質問書の送付

ウ 質問書（別紙5）（Excelの様式）

(2) 提出期限 令和5年5月26日(金)まで(必着)

(3) 質問回答書の公表 令和5年5月26日(金)

本要項等への全ての質問に対する回答は、応募希望表明書の提出があった全事業者へ行うこととする。

なお、参加者からの質問がなかった場合には回答は行わないので注意すること。

4 企画提案書等の提出

(1) 事業応募者は、企画提案書及び別添の様式等を以下の日時までに、追跡確認が

可能な方法により送付すること。持参での応募は受け付けない。普通郵便等追跡できない方法で発送したことにより不着等の事故が発生しても、東京都教育委員会は一切責任を負わない。グループで参加希望を希望する場合は、代表の事業者が送付すること。

ア 受付期限 令和5年6月16日（金）まで（必着）

イ 送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階
東京都教育庁指導部義務教育指導課外国語教育担当宛

（2）提出書類

ア （様式任意）企画提案書 10部（うち8部は社名等を抹消）

イ （様式任意）企画提案書概要 10部（うち8部は社名等を抹消）

ウ （別紙6） 経費内訳書 1部

（3）提案応募の辞退

提案の応募を辞退する場合は「辞退届」（別紙7）を令和5年6月2日（金）までに送付すること。

（4）留意事項

ア 企画提案書の様式は任意であり、作成サイズはA4版（タテ・ヨコどちらでも可）とする。A3版の資料については、折りたたむか、文字がつぶれないように縮小すること。

審査基準（別紙1～3）により企画提案書の審査を行うため、評価項目、評価内容及び観点をふまえて企画提案書を作成すること。

イ 審査は匿名により実施するため、社名等抹消の企画提案書8部については、参加団体名及び参加団体を特定できる事項を記載しないこと。違反があった場合は、失格となる場合がある。

ウ 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。

エ 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て提示額に含めるものとする。

オ 提出された企画提案書等は返却しない。

カ 本事業の提示額は、82,580,000円とする。（別紙6）経費内訳書は提示額以内で作成すること。なお、審査基準（別紙1～3）のとおり、審査基準に価格点はなく、経費内訳書は、企画提案書の妥当性・経費面からの企画提案書の実現性を確認する企画提案書の一部として使用する。

なお、事業者決定後、締結する協定の金額は、提出した（別紙6）経費内訳書の金額とする。